

翻刻「公法纂例 乾」(三・完)

宮脇 啓
牧原 成 征

翻刻にあたって

前号までに引き続き、東京大学総合図書館(南葵文庫)所蔵『公法纂例 乾』を翻刻し、参考に供したい。記事には漢数字で通し番号を振り、今回の(三・完)では、(二三一)から、最後の(二九二)までを掲載し、最後に「**解題に代えて**」を載せた。

解説・翻刻は宮脇が行い、牧原がそれを校閲した。所々に判読不能の箇所があるが、基本的に虫損である。「**舩**」は船、「**訴詔**」は訴訟、仮名の与は「と」、「**ち**」は「より」と表記した。後掲する「**解題に代えて**」も牧原が執筆した。

(二三一) 他之下女与不作法

貞享二丑六月廿五日

一 武州西ヶ原村伝左衛門下女りん義、同国十条村甚三郎并りん兄同国

板倉村五郎右衛門下人長四郎誘引出為致欠落候旨伝左衛門訴出候二付、遂詮儀処、欠落為致候段無紛、其上長四郎義、杉浦内蔵允中間三十郎方江右之女頼置候処、三十郎義行衛不知、女長四郎頼候とてりん親類之由神田旅籠町三右衛門店平右衛門方江預置、甚三郎義ハりん・伝左衛門方江致奉公候内致密通不届二付、右之四人牢舎申付候処、甚三郎・りん・三十郎者令牢死候、長四郎義、丑閏三月伊豆大島江令流罪候、

右出座

(二三二) 傍輩之不作法

貞享二丑十月六日

一 武州大塚村平兵衛下人八兵衛義、下女ゆきと致密通二付、平兵衛弟金右衛門右兩人共二切殺候、然処八兵衛・ゆき請人、下手人之訴訟雖申之難立二付不取上之、乍然金右衛門義、百姓二不似合仕方二付、五十日逼塞申付、

右出座

〔二二三〕 艶書科

元禄元辰八月六日

一難波町四郎兵衛下人清兵衛義、主人女房臥居候所江兩度迄忍入、剩艶書迄遣候旨四郎兵衛訴之ニ付、遂詮儀之処、清兵衛直筆ニ而文遣候段無紛ニ付、辰八月六日清兵衛牢舎申付、同十二月廿五日死罪、

右出座

〔二三四〕 主人之後家与下人密通

元禄四未二月廿五日

一川田ヶ窪伝兵衛相煩候処、実子無之ニ付、江州市宇野村佐次兵衛悻大八を呼下し、致養子遺状を以跡式譲り相果候処、大八下人甚九郎義、伝兵衛後家与一所ニ成、町内江も広メいたし、跡式相続可仕旨訴出候ニ付、遂詮儀之処、遺言状無紛、大八儀、伝兵衛跡式可相続義を甚九郎後家を懐妊為致、旁以不屈ニ付、牢舎之上未七月六日甚九郎并後家江戸追放申付ル、

右出座

〔二三五〕 出家女難

土屋相模守殿御出座式日跡立合

元禄三年十二月十二日

一禅宗京都妙心寺末寺上総国長柄山村眼蔵寺義、同村吉兵衛女房と致密通候由申出ニ付、度々遂穿鑿之処、密通之義雖難決、吉兵衛方江眼蔵寺親敷出入女房とも心安過たる仕方出家ニ不似合、不遠慮之行

跡故此度申懸ニ逢候、依之在所・江戸三里四方追放申付ル、吉兵衛

ハ密通不見届事慥成様ニ申成、女房可及罪科茂不顧、卒尔ニ申懸不届ニ付、上総・下総・武蔵三ヶ国追放、同村八左衛門并三郎右衛門義、此出入不見届事を慥成様ニ申なし、衣押取候段理不尽之仕方、

其上最初僉儀之節有体ニ不申、殊ニ発頭之趣ニ相聞候ニ付、上総国并江戸十里四方追放、同村市平・甚五郎・又兵衛ハ密通之義、八左衛門・三郎右衛門為申聞候ゆへ承候由申之といへとも、眼蔵寺衣押取候節致列座、其上度々詮儀之砌有体ニ不申不届ニ付、在所・江戸五里四方追放、同村甚左衛門并女房有体ニ不申不届ニ付、在所・江戸五里四方追放申付ル、

右出座

〔二三六〕 妾不作法

戸田山城守殿御出座式日跡立合

元禄三年三月廿二日

一西之御丸太鼓坊主鱧川養竹義、浪人大塚新五左衛門并養竹妾を切殺候ニ付、於評定所一座面々可遂詮義之旨被仰渡ニ付、養竹并悻勘十郎娘もん、午三月廿二日召出令糺明候処、右女妻二者不相究旨養竹申之、兩人切殺候節為検使御徒目付被遣之、其節之口書ニも右女之義、養竹妻二者相究不置段、旁以妻敵討とハ難決ニ付、養竹義追放、悻勘十郎も同罪、

右出座

〔二三七〕 式人妻

貞享四卯八月六日

一東湊町次郎兵衛姉しな訴候者、武州板橋村九郎右衛門方へ縁付女子
壹人出生、其以後九郎右衛門身代不罷成、在所武州宇内測村江引越、
しなハ江戸ニ奉公仕、夫并娘方江衣類など送り候、九郎右衛門身代
仕出し候由承候二付、しな宇内測村江罷越見候得者、九郎右衛門女
房持罷在候由訴出二付、九郎右衛門召出令詮義処、九郎右衛門義ハ
しなニ暇出し致離別候由雖申之、去状不遣段分明ニ相聞、其上しな
宇内測村江參候へハ、九郎右衛門願所之山伏二三十日程差置候へハ、
旁以九郎右衛門申分難立、於在所女房持候段依法外牢舎、しな義ハ
如前一所ニ成度旨雖致訴訟、九郎右衛門氣ニ不入よし申之上ハ、女
房離別之義ハ九郎右衛門心次第たるへし、娘義もしな以来かまひ申
間敷旨申渡、且九郎右衛門義、卯八月廿五日出牢、

右出座

〔二三八〕

式人夫

元禄四未八月十四日

一京橋炭町六兵衛出居衆喜兵衛訴出候者、女房ゆり義、大工町藤右衛
門夫婦肝煎二而、松平民部徒士者小林清兵衛女房ニ約束仕、其上藤
右衛門相店市郎兵衛方二而、出合候を見届候由喜兵衛申之、双方召
出遂穿鑿処、藤右衛門女房義、夫有女を肝煎申段無紛不届二付夫婦
共牢舎、ゆり義ハ夫有之なから清兵衛女房ニ成候段重科二付牢舎、
可為死罪処牢死、清兵衛義、夫有之段不聞届縁組候段不届二付牢舎
之処、詮儀不究内牢死、藤右衛門ハ不存由申分立候二付、出牢、女
房義、申五月八日 御法事二付御赦免、

右出座

〔二三九〕

式人夫

元禄七戌六月廿五日

一柳沢出羽守殿知行所武州河越六軒町孫右衛門店五左衛門女房かね事
名改ろく、四年以前江戸三河町小左衛門店由右衛門上請二立、夫五
左衛門下請二而土屋相模守殿家来大月七右衛門所江奉公ニ出し半途
ニ暇出し、由右衛門方へろく參居、夫より欠落いたし候処、ろく衣
類を傍輩蓮生八郎兵衛口入ニ而質ニ差置候を、由右衛門見出し、詮
義之上ろく尋出し訴出二付、遂穿鑿処、八郎兵衛義、大月七右衛門
方ニ而奉公仕候内よりろくと密通いたし、子も壹人出生候、上請由
右衛門仲人ニ而夫婦ニ成候由八郎兵衛・ろく雖申之、夫五郎左衛門
方より去状も不取之仕方不届二付、兩人共ニ牢舎申付令拷問候処、
夫有之由八郎兵衛ニ不為申聞、相對ニ而夫婦ニ成候、前方由右衛門
仲人之由申候段偽候由致白状候、八郎兵衛義仲人も無之、夫有之義
も不承届、卒尔ニろく女房之約束いたし、其以後五左衛門女房之由
ろく為申聞候得とも、其通ニ致置候由申段八郎兵衛不届二候へ共、
乍然前方より夫有之を不存夫婦ニ成候へハ、夫有之女密通同事二者
難申付二より、各評義之上八郎兵衛江戸追放、当歳之子ハ八郎兵衛
弟橋町三丁目市兵衛店七兵衛ニ預置龜末無之致養育六・七才ニも成
候ハ、可訴出旨手形申付ル、

右出座

〔二四〇〕

押而縁組

元禄二巳六月廿五日

一三田台町市兵衛娘儀、増上寺切通シ浪人源太兵衛肝煎二而、青山黒
鉄町浪人江本弥兵衛方江、去々卯年致女房候筈ニ約束いたし置候処、

去十月武州神奈川領吉田村市右衛門方へ縁付候旨弥兵衛訴出二付、遂詮儀候処、仲人源太兵衛女房致奉公候節、右市兵衛娘と傍輩ニ而在之二付、致約束候よし源太兵衛雖申之、市兵衛娘合点不仕、尤親市兵衛も不致承引義を当年ニ至り何角申出、剩当二月弥兵衛方江可遣旨市兵衛方より手形取置候得ハ、弥兵衛・源太兵衛計策を以申出不届ニ付、兩人牢舎申付、弥兵衛店請源助町権右衛門義右之不届不押留、一同ニ申出不届ニ付、是又令牢舎候、当人江本弥兵衛致牢死候上ハ源太兵衛・権右衛門出牢申付、

右出座

(二四一) 人捨

貞享五辰正月廿五日

一水野土佐守家来福田市八召仕門兵衛甥権平義、病氣付候故暇取請人方江参り罷在候処、右門兵衛召連、在所上州別所村江可参旨偽ヲ為申聞、武州蓮沼村迄同道ニ而参り、道之傍がけ之下江突落し、門兵衛八宿へ帰候由権平半死半生之体ニ而罷在候ヲ、所之者見出、御代官西山六郎兵衛方へ訴出ニ付、辰正月廿五日、於評定所穿鑿之上、甥権平病人ニ而有候処不致養育、剩途中ニ捨置候段重科ニ付、同日門兵衛令牢舎、権平者在所別所村伯母聳又兵衛方江可為相渡旨御老中依被仰渡、地頭筒井佐次右衛門方へ御勘定頭より手紙遣、権平相渡、門兵衛義、死罪可申付処、辰四月廿五日牢死、

右出座

(二四二) 人捨

元禄三年十二月廿五日

一尾張殿御家来下条長右衛門知行所美濃国里野村名主六左衛門娘当歳二成候間、戸田对馬守知行所同国正洞村清助江頼候ハ、乳無之間何方江成とも養子ニ遣し呉候様申候得ハ、清助養子ニ遣候所有之由申二付、金式分添候而、右之女子相渡遣候、其後清助方より六左衛門方江兎角之義不申遣候故、女子義、六左衛門方より清助江様子相尋候へハ、伊勢比丘尼ニ金子共ニくれ候由雖申之疑敷ニ付、村中立合清助を捕承届候処、右之生子六右衛門方より請取参候道ニ而因果候故、森村之井川江捨、金子者清助遣候由致白状ニ付、右之旨加藤佐渡守殿江被申上候ニ付、右書付佐渡守殿御渡候故、午十二月廿五日評定所江清助召出、遂穿鑿処、書付之通無相違清助致白状、重科ニ付牢舎申付候処、牢死、

右出座

(二四三) 捨馬

貞享四卯五月二日

一山川三左衛門御代官所武州川崎領戸手村四郎右衛門義、致所持候栗毛粕毛馬卯二月十一日伊奈半十郎御代官所同国神奈川領東寺尾村之内江捨置候旨訴出候ニ付、令詮儀処、右之馬ハ去寅四月頃前足二ノ節より折、役ニ立不申ニ付、寅六月日黒原江捨置候処、作毛荒候由所之者共断有之ニ付、一応引返し、同十月十日稲毛領井田之原江捨候由四郎右衛門雖申之、当卯二月東寺尾村之内江捨置候由四郎右衛門牢舎申付置候処、御法度不被仰出以前より右之馬捨有之を見懸候よし近村之もの數十人申之ニ付、於評定所遂糺明之処、去寅冬より卯正月迄四郎右衛門馬捨有之、然ハ御法度不被仰出以前より捨候ニ令決定、卯五月廿四日四郎右衛門令出牢候、

右出座

(二四四) 捨馬

戸田山城守殿御出座式日跡立合

貞享四卯三月十二日

一武州大芦村三右衛門相手同国大間村權左衛門捨馬出入二付、間瀬吉太夫御代官所武州大間村与兵衛・佐次兵衛、卯三月十二日令牢舎候、同人御代官所同国忍町角左衛門、同十四日牢舎申付候、喜多見若狹守知行所同国三枚橋村清左衛門、同日牢舎、阿部豊後守殿知行所同国忍領箕田村長助・伊左衛門、同廿二日令牢舎候、岡野三四郎知行所同国中野村五兵衛令牢舎候、右与兵衛・佐次兵衛・清左衛門・角左衛門・五兵衛相煩候二付預置、長助者令牢死候、伊左衛門義煩二付江戸宿二預置候、捨馬之僉義、大目付高木伊勢守・中山丹波守・水野伊豆守方二而可遂詮義旨、追而御老中被仰渡候二付、与兵衛・佐次兵衛・清左衛門・角左衛門・五兵衛義、大目付衆三人江可參旨申渡、於評定所者不及僉義候、然、大目付衆二而僉義落着之上、箕田村伊左衛門義、馬捨候段白状致二付、卯十二月廿九日八丈島江流罪、同村名主喜兵衛・五人組与五左衛門・孫兵衛・太右衛門・又兵衛儀、伊左衛門捨馬致段乍存偽り、伊左衛門白状之上令露頭二付、同日喜兵衛八丈島へ流罪、与五左衛門・孫兵衛・太右衛門・又兵衛者同日三宅島へ流罪申付ル、

右出座

(二四五) 生類龜末

元禄元辰十月三日

一若林長十郎知行所武州神奈川西方寺支配之宮山二而鴻巢懸ヶ置候松

之木為伐候、卯潰候二付、遂僉儀之、方カ西光寺仙人久四郎・与左衛門・安右衛門申分不分明二付、柚三人牢舎、西方寺下人伝左衛門・鴻之巢を懸置候木致差図為伐哉と令糺明候、度々口違二付牢舎申付、為檢使伊奈半十郎手代久保七郎右衛門・建部平四郎差遣し、為致吟味候得者、右木伐候様二印付候段雖難相決、西方寺宮山二而鴻巢懸候木も有之二、柚人二も伐問敷之旨不申渡、下人二而も不付置、自分も不出合候段依為越度、辰十月三日西方寺閉門申付ル、柚人之内久四郎も鴻巢有之木不相断伐倒候段不届二付、江戸式拾里四方并京・大坂・東海道・木曾路・日光海道追放、柚与左衛門・安右衛門牢内二而相煩候二付、預遣之、兩人共二相果候故不及沙汰候、西方寺下人伝左衛門義ハ、詮儀之節度々口違、其上主人西方寺江偽ヶ間敷事申懸候段不届二付、久四郎同罪追放申付ル、名主又右衛門義、木伐候相談二西方寺より呼二遣候二不相越、新兵衛ハ右木伐倒候承り、相名主方江不申通之不届二付、兩人共二牢舎、新兵衛者牢死、又右衛門ハ已閏正月廿六日出牢、且西方寺義、追院、

右出座

(二四六) 犬疵付

元禄二巳二月六日

一芝金杉式町目与左衛門店宝光院儀、酒二酔、巳正月十二日相店了玄・春哲飼置候犬式疋二脇差二而切疵付候故牢舎申付候、酒酔候而犬二疵付候段無紛、其上犬も不損二付、一座評儀之上、関東八ヶ国・東海道中・中仙道・京・大坂・奈良・堺・伏見・名護屋・和歌山・甲府(追放脱力)申付ル、

右出座

〔二四七〕 犬損

一元禄二年巳六月七日、松平薩摩守家来大廻市之助義、下屋敷より上屋敷江引越候二付、諸道具を大八車二積、市之助傍輩横山主水下人五右衛門・寺瀬七左衛門下人吉兵衛・小川助右衛門下人喜兵衛・児玉権右衛門下人と右衛門雇ひ、市之助召仕伝内宰領二而芝西応寺町通り候節、犬車之下江欠込候処、車を留兼、犬之腰江引当犬損候二より、右五人同七日牢舎、同月廿五日於評定所各評儀之上、五人共二江戸十里四方追放申付ル、

右出座

〔二四八〕 猪殺

元禄二巳三月十四日

一伊奈半十郎御代官所武州白金村百姓共、巳三月朔日猪壹疋追出し、毛利権三郎下屋敷之内江追込候処、数ヶ所手疵負、屋敷内二而落候二付、其段権三郎方より、公儀江被相伺候処、白金村百姓共召出、令穿鑿処、白金村茂右衛門倅小十郎・善兵衛頭取二而、伝右衛門・善右衛門・三郎兵衛・鷲森村七兵衛・道源・十三郎、鑓を持出突候段、拷問之上致白状候、伝右衛門者脇指二而式ヶ所屋敷外二而切候由致白状候、権三郎屋敷守七左衛門子七兵衛義も、屋敷内二而猪倒候所を鑓二而突候由致白状候、先達而元禄二巳二月、若御老中御鳥見方江被仰渡、猪狼其外作毛荒し候獸、壹ヶ月十日宛百姓申合、刃物不持出、尤不追殺様二追可申旨被仰渡二付、其御鳥見方より申渡、百姓方より証文取置候処、右之もの共相背、刃物持出猪突切殺、剩

刃物不持出由僉儀之上申争段、旁以不届二付、伝右衛門・善右衛門・三郎兵衛・鷲森村七兵衛、巳四月廿六日、薩摩江流罪、道源・十三郎・小十郎・善兵衛、次二七左衛門子七兵衛義も同日隠岐島江

流罪、白金村名主安右衛門義、小百姓と致一同偽り申上候段不届二付、牢舎申付候処、相煩候二付、預遣候処、病死いたし候、存命候ハ、重キ追放たるへき処果候二付、安右衛門子小伝次、同百助、同日在所十里四方追放、年寄利兵衛義、百姓共江差図いたし殺させ候よし有体二雖致白状不届二付、牢舎之上、利兵衛并倅新右衛門、在所十里四方追放申付ル、

右出座

〔二四九〕 死候猪埋置候を盜

土屋相模守殿御出座式日跡立合

元禄六酉四月廿二日

一元禄六酉三月廿一日武州雜司谷辺ニ御普請仕、居合候日雇之者、猪二被懸立候付組合、深田江無用捨組込、猪当座ニ損候二付、組臥損サシ候もの之内、壹人死、貳人牢舎、右猪高田江為埋置候処、何もの歟廿一日之夜、猪之跡枝盜切取候二付、細井九左衛門御代官所、其刃入組候故、數十ヶ村之もの共可致吟味由被仰付、僉儀仕候へ共不相知、然処濟松寺領高田馬場下原町名主兩人、細井九左衛門方江告来り候者、馬場下町安兵衛方二而、小日向町三郎兵衛・原村三右衛門致口論候砌、三郎兵衛申候者、此中伝右衛門所二而給候もの、此度御詮義之猪二而ハ無之哉と申候を承り付、預置候由名主申来二付、双方評定所江召出、令糺明処、猪之跡枝切取候証抛茂無之候得共、右三郎兵衛申分依怪敷為詮義、三郎兵衛・三右衛門・伝右衛門

其外市郎兵衛牢舎申付候処、尤不相知候、然処非人太郎兵衛・八助・十兵衛三人猪之跡枝盜候段、令露頭二付、牢舎申付候処、猪之跡枝掘出し盜取、太郎兵衛・十兵衛・八助并十兵衛女房四人二而給候由致白状二付、右三人盗人之筋二相究死罪、十兵衛女房義、前後様子も不存猪喰候付、其科免之、非人之女房故奴之不及沙汰、猪盜候義二付、牢舎申付候もの共、猪盗人出候二付、出牢、三郎兵衛義ハ、外之科在之在牢、

右出座

〔二五〇〕

酒酔

馬殺

元禄三年五月六日

一服部又次郎知行所下総国鎌庭村加兵衛義、筑波参詣仕候処、常陸国作屋村与右衛門方江立寄休候節、与右衛門隣平兵衛屋敷前二加兵衛馬を繫キ置候得ハ、平兵衛屋敷之垣を喰破候二付、平兵衛彼馬を打殺候故、午四月十四日平兵衛牢舎申付候処、酒二酔馬損サシ候義、前後不覚由申之ニ付、詮儀之上平兵衛義、江戸十里四方追放申付ル、右之旨地頭又次郎家来江申渡ス、

加藤佐渡守 甲斐庄飛驒守

松平美濃守

荻原彦次郎

右出座

戸田能登守

本多紀伊守 北条安房守

稲生伊賀守

諸星伝左衛門

〔二五一〕

馬損

阿部豊後守殿御出座式日跡立合

元禄二巳十月廿二日

一井伊掃部頭知行所武州世田ヶ谷村市郎左衛門悻權助、巳十月十八日同国上目黒村橋之上を馬にて乗通り候節、同国原宿村市郎兵衛下人八兵衛荷附馬之口引、橋之上を通り候とて行当り、權助并馬共二橋之下江落し候処、權助者足打破り、馬ハ当座二腰打抜、同夜馬ハ相果候、依之双方遂詮義処二、狭キ橋之上荷付馬引通り候ハ、權助可乗返処二乘違候段、權助義誤り二候、八兵衛義ハ權助より遅ク橋之上江馬引懸ケ、向より權助参候を見ながら不引返、無用捨權助を橋の下江落候段不届二付、八兵衛令牢舎候処、畢竟あやまちと相聞二付、午二月四日出牢、

右出座 右同断

〔二五二〕

無玉鉄砲

戸田山城守殿御出座式日跡立合

元禄元辰十一月十二日

一武州武蔵野辺六拾三ヶ村百姓とも訴出候者、猪鹿大分出、田畑作毛荒致迷惑旨訴出二付、十一月四日式日江出之、無玉鉄砲二而猪鹿おとし可申候、尤打殺間敷旨堅申渡、鉄砲打候義者、御藏入者其所之御代官江可訴之、私領者地頭江申達、無玉鉄砲可打旨申渡、

右出座

〔二五三〕

車借

貞享五辰八月廿五日

一小日向関口新町浪人伊藤与五斎方江同所古川町金兵衛を下人分ニいたし、金三拾三両預ケ、利金之三分一金兵衛給分ニ為取候筈申定候処、金兵衛勘定滞由与五斎訴之、手形差出令吟味候処、与五斎方よ

り金子預、背御法度車借仕候段不届二付、金兵衛牢舎、扱人勘九郎・五右衛門・三郎右衛門扱手形迄与五斎方へ遣置、及諍論段不届二付、右三人手鎖、与五斎義、車借者不仕候得共、金兵衛と致同心金子借し候と相聞候故、右金子損ニ為致、訴訟不取上、金兵衛辰九月十四日出牢、扱人共同日手鎖赦免、

右出座

〔二五四〕 借錢

元禄四未五月廿五日

一東叡山下車坂三町目浪人戸祭仁助義、召仕由兵衛二錢預ケ、方々江為借候処、滞候旨手形差出候、令吟味候処、借り錢毎日可濟文言有之段紛敷候、尤車錢と申義雖無之毎日可濟よし有之上者、車借ニ相聞二付、不取上旨申渡、不及牢舎、

右出座

〔二五五〕 日なし錢

元禄四未五月廿五日

一四谷伝馬町三左衛門店弥兵衛義、伊賀衆細谷吉兵衛地借浪人戸祭金助方より日なし錢借、返濟滞二付、金助下人新五右衛門・奥右衛門催促使ニ弥五兵衛方江参り口論いたし、其刻弥五兵衛相店七兵衛立合候処、新五右衛門脇指拔、七兵衛ニ為手負、兩人逃帰候、然処金助右下人兩人召連来、繩を懸ケ預候段理不尽之至二候、依之寅七月廿五日金助并地主吉兵衛茂仕方不埒二付、閉門申付、弥五兵衛ハ手負七候もの取逃候二付、牢舎、新五右衛門・奥右衛門、七兵衛ニ卒尔ニ手負七逃候段不届二付、牢舎、七兵衛手疵令平愈、相手共二致

訴訟二付、三人出牢之上新五右衛門・奥右衛門江戸追放申付、金助・吉兵衛同九月廿二日閉門免之、然ルニ金助致訴訟候者、右下人兩人者主人先途為見届、越後国より罷越候、御当地縁茂無之間、旁以追放赦免候様ニと願之、其上相手弥五兵衛・七兵衛義も一同ニ訴訟申二付、一座遂兪義、手負セ不届たりといへとも、主人より催促使ニ参口論仕候得者、私之申分と者各別、主人先途見届度由申之段、一理相聞候二付、兩人共江戸追放令赦免、尤右主金助方江可致奉公旨申渡、

右出座

〔二五六〕 日なし錢

元禄六西二月六日

一下谷茅町佐五兵衛訴出候者、六郷伊賀守内徳兵衛請人ニ立、惣五右衛門人主ニ而半助を召抱候処、去申三月廿七日商元手金・給金とも二金式拾両・銀拾四匁半助取逃いたし候二付、請人方江相断候得者、奥州道粕壁町ニ而半助を見出し、召連来候而致侘候者、其俣召仕右盗金之内三兩受取、残而拾七兩・銀拾四匁半助引負無紛由、当人半助方より手形取候処、未埒明旨佐五兵衛申之、徳兵衛半助答候ハ、主人佐五兵衛申上候右金之内式両・錢壹貫文者脇ニ而預り、式両壹分・錢五百文と拾四兩壹分・銀拾壹匁ハ日なし錢ニ而請取、方々江貸置候四拾貫文程、主人方江相渡候得とも、請取手形不取置候故、申分立不申候而、拾七兩・銀拾四匁私引負ニ成候由人主惣五右衛門義ハ欠落致候旨半助・徳兵衛訴之、遂糺明之処、佐五兵衛義、御法度之車錢同様之日なし錢借候段紛敷二付、借シ人半助ニ尋候へハ、江戸町々ニ借置候由半助申之二付、呉服町五兵衛・左内町三右衛門

其外拾壹人召出候処、借り人共半助方より日なし錢借り候旨申之上者、御法度之車錢借候二無紛候処、引負候様二申なし訴出候段、佐五兵衛不届二付、酉二月六日牢舎、半助手形仕、主人方へ遣候引負金と申金拾七兩・銀拾四匁者各評議之上欠所二申付、評定所江同三月六日為納之候、半助二者構無之候、人主惣五右衛門雖致欠落、人主不及呼出裁許相濟候義二付、為致其通候、且佐五兵衛酉三月出牢、

右出座

〔二五七〕

仲ヶ間金

貞享四卯五月廿五日

一上総国八幡村長助義、本湊町勘兵衛肝煎二而、曾根源左衛門知行所同国小原領薪山を五ヶ年分請負、年々右運上金長助方より納来、薪并丸太ハ間屋勘兵衛方江積届候処、金七拾貳兩三分ヲ勘兵衛不相濟旨長助申之、勘兵衛義ハ、長助ニ為致金元、利金者三分二長助、三分一勘兵衛可取之約束ニ而勘兵衛方を問屋ニ致所、頃日脇問屋江少シ壳候旨勘兵衛雖申之、双方申分不正、畢竟長助致金元勘兵衛問屋仕候と相聞候二付、仲ヶ間金出入故、不取上之、

右出座

〔二五八〕

仲ヶ間金

元禄三年十一月廿五日

一田所町弥市右衛門・馬喰町太郎左衛門義、深川八幡ニ而勧進相撲有之節、青山久保町浅右衛門方より棧敷請負、浅右衛門方より金子相渡候処差引残金不相渡旨雖申之、勧進相撲仲ヶ間金と相聞条不及裁許、

右出座

〔二五九〕

開帳仲ヶ間

元禄六申八月廿五日

一磐井町式町目七左衛門・権兵衛・神田九右衛門町仁兵衛・十兵衛・治兵衛・下白壁町七兵衛・佐久間町久右衛門・湊町太左衛門・通油町茂兵衛訴出候者、今度浅草寺町専藏寺にて富士権現之開帳二付、奉加一式を金貳拾五兩銀九匁ニ而、元ノ薄屋町五兵衛店武左衛門方江相渡、奉加勤候処、右奉加致候小屋掛、場所五間口請取筈ニ相定置候処、明地無之由ニ而九尺之所請取置候処、元ノ候武左衛門方より色々之奉加を仕、地代運上大分武左衛門取込申候二付、右約束之通場所広く可相渡哉と申候へとも、武左衛門承引不仕、剩前金損ニいたし、奉加場所追立候様ニ仕候故、無是非罷立候間、右定之通り開帳中奉加勤候様仕度旨雖致訴訟、開帳之義を入札ニいたし請負、其上仲ヶ間金出入不謂義訴出候段不届二付、右之者共手鎖申付、同廿五日令赦免候、

右出座

〔二六〇〕

相請

貞享四卯四月六日

一芝新馬場同朋町伝右衛門義、店請ニ立、同所高輪町庄兵衛店三右衛門を差置候処、三右衛門兄弟分之もの半内請人ニ伝右衛門を立、奉公ニ出し候処、半内致欠落二付、三右衛門ニ為尋度旨伝右衛門訴之、三右衛門者欠落、半内方より下請立くれ候様ニと頼候得とも、不立旨答之、令詮義処、半内下請ニ三右衛門立候証文も無之、其うへ伝

右衛門者三右衛門店請ニ立候へハ、相請為同事ニ付、不取上之、

右出座

(二六二) 普請金

貞享三寅十二月六日

一下野国宇都宮明神之社修復、江戸上野町清兵衛請負候処、入札帳面
之外増普請致候処、神主市正・社家権太夫不相渡由、清兵衛・市兵
衛雖申之、丑七月十九日以前之普請金、其上金高八百八拾兩ニ而一
式請負、其金子不殘請取候上ハ、増普請金之義難立ニ付、不取上之、
右出座

(二六三) 普請金

元禄二巳十一月廿五日

一青山久保町松之助訴出候者、花房外記方より普請大工作料殘金拾三
兩ヲ未相濟旨松之助雖訴之、丑七月十九日以前之金子其上普請一式
請負候と相聞、日手間之証文無之二付、松之助訴訟之趣不及裁許、
右出座

(二六四) 無尽金

貞享五辰八月十四日

一松平伊豆守知行所武州小沼村半右衛門方より金百五拾兩、酒井与九
郎知行所同国下岡村九兵衛・元右衛門方江借置田畑質物ニ取置候処、
九兵衛・元右衛門不相返旨半右衛門訴之、九兵衛・元右衛門者無尽
金之由申之二付、手形令点檢候処、田畑質物之文言雖有之、小沼村
名主・五人組之加判無之、無尽金仲ヶ間手形ニ相見ニ付、不及裁許、

右出座

(二六五) 疑鋪預金

元禄二巳四月六日

一武州折野口村三郎左衛門方より同村市郎左衛門ニ金子三兩預置候処
不相濟旨訴出ニ付、手形令点檢候、手形数拾枚有之、同金高同文言
ニ而有之上者、無尽金手形ニ無紛様ニ三郎左衛門達而相諍不届ニ付、
巳四月六日令牢舍候、坪井村伝左衛門・中瀬村小右衛門江戸宿糶町
八丁目門右衛門義、相手ニも無之ニ見廻ニ參り致腰押候段、依為不
届、同日牢舍申付、同廿五日右之もの共出牢申付、出入不及裁許、
右出座

(二六六) 嶋赦免

貞享五辰九月廿五日

一羽黒山法善院弟子大乘坊儀、師匠法善院同山衆徒と出入、依為非分
式拾壹年以前新島江法善院流罪被仰付候節、大乘坊も新島江致供參
候処、今度流罪赦免之義被仰出候ニ付、辰九月廿五日其趣申渡、且
東叡山凌雲院江可參旨申付、衣下置候、法善院義ハ島ニ而相果候、
右出座

(二六七) 嶋赦免

一うでの九十郎義、於江戸盗人之致宿、依科六年已前豆州大島江町奉
行所ニ而流罪申付候処、此度依御赦免辰九月廿五日右之趣申渡、
右出座

〔二六七〕 追放赦免

天和二戌九月十六日

一馬喰町庄内屋半兵衛方ニ罷有候仁兵衛義、常陸国筑波山江小間間壳(マカ)
ニ參候処、筑波山ニ而小間物屋五郎兵衛致口論候処、仁兵衛非儀有
之二付、去ル戌十月六日仁兵衛牢舎申付候処、同十一月大火之節牢
屋焼失ニ付、町奉行所江仁兵衛召出、仁兵衛従弟新鳥越清右衛門ニ
預遣候処、町奉行所へ断もなく勢州へ仁兵衛參候依科、亥五月廿五
日仁兵衛義江戸十里四方追放申付候処、諸親類共致訴訟ニ付、同九
月十六日仁兵衛追放令赦免候、

右出座

〔二六八〕 牢屋焼失預り

戸田山城守殿御出座式日跡立合

天和二戌十一月廿二日

一森川六左衛門知行所武州木月村百姓拾式人申出候者、地頭六左衛門
義、知行所江新規ニ増錢を懸ケ致難義旨申出ニ付、令僉義候処、非
分之訴訟故戌十一月右百姓共牢舎申付置候処、同十一月廿八日牢屋
焼失、依之右之もの共江戸宿へ預置候、亥四月 御法事ニ付御赦免
之筈ニ被仰出候処、断も無之在所江參候依科、同月廿二日再牢之上
江戸在所式拾里四方追放申付ル、且右之もの共江戸宿本石町惣十
郎・増上寺寺中門前五兵衛・三田新町吉兵衛、此三人之もの共右拾
式人之宿仕候処、在所へ相返候ニ付、江戸追放申付候処、諸親類
度々訴訟申出ニ付、江戸宿三人者同八月追放令赦免候、

右出座

〔二六九〕 人殺尋赦免

貞享四卯四月廿五日

一小石川氷川明神社印藤市左衛門・同人出居衆寺西弥助兩人義、戸崎
町伝兵衛を切殺致欠落ニ付、市左衛門店請人白山前八兵衛ニ市左衛
門・弥助可尋出旨、卯四月廿五日より尋手形申付、同八月廿五日八
兵衛ニ手鎖懸置候へ共、不尋出ニ付、申二月十四日牢舎申付候処、
同五月上野 御法事ニ付赦免、

右出座

〔二七〇〕 人殺尋赦免

貞享四卯四月廿五日

一上州藤岡村十郎左衛門・九左衛門兩人ニ而同国小林村甚兵衛、於屋
敷之内武州勝場村伝右衛門を切殺、兩人共ニ致欠落ニ付、十郎左衛
門兄藤岡町六之助并九左衛門弟同所三太郎ニ卯四月廿五日尋手形申
付候処、依不尋出、同九月廿五日より手鎖懸候得共、永々之義不尋
出ニ付、未四月廿五日牢舎申付置候処、申五月上野 御法事ニ付赦
免、

右出座

〔二七一〕 手錠

一日比谷横町六兵衛方江南大工町七兵衛請ニ立、十兵衛を奉公ニ出し
候処、十兵衛致欠落付、七兵衛ニ尋手形申付置候、然処麻布籠土町
左右衛門、五郎兵衛方ニ欠落十兵衛隠れ居候由七兵衛訴出ニ付、僉
義之上五郎兵衛ニ尋手形申付候へ共欠落、十兵衛主人六兵衛方江立
帰候ニ付、五郎兵衛手鎖懸、尤十兵衛ニも手錠懸置候処ニ、其身方

より主人方へ出候へハ其咎を免し、辰六月廿五日手錠赦免并宿五郎兵衛も令赦免候、

右出座

(二七二) 秋葉祭

貞享二丑十一月六日

一井伊伯耆守知行所遠州市場村名主平右衛門・同国下村名主長三郎義、丑三月十七日秋葉祭り市場村・下村より仕出、其上他村江送渡候処、先々ニ而夥敷罷成候、兩人者名主役も相勤候得者、小百姓共方々へ送り候共、押留可申儀を其分ニ致置、剩此度穿鑿之節彼是と陳シ候段不届二候、下村小百姓七郎兵衛義、秋葉祭送り渡候義ニ付而、下山梨村江使遣候処、使不遣旨雖申之、祭送り出候節途中より久右衛門を使ニ申付、下山梨村江遣候ニ無紛候へハ、最前之儀も申付候と相聞候、其上穿鑿之節何角陳候段不届二付、市場村名主半左衛門・下村名主長三郎・同村小百姓七郎兵衛、此三人之者共ハ武藏・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・遠江・駿河・尾張・紀伊・甲斐・京・大坂・奈良・堺・伏見・大津・東海道・木曾路筋令追放候、家財者地頭伯耆守方より致欠所候様ニ伯耆守家来江申渡、市場村組頭佐野右衛門・勘右衛門・下村組頭惣太夫・作兵衛此四人之もの共も組頭役相勤候へハ、小百姓其他村江祭り送り候を、名主申達押留可申義ヲ何茂致同心、他村へ送り遣候段不届二付、武州・遠州両国令追放、市場村組頭惣太夫・佐太夫・下村組頭彦左衛門より此三人之者共儀、此度当地江雖不召下、組頭一列二候へハ為同罪ニ付、右両国追放申付ル、下村忠三郎義、祭礼之義ニ付下山梨村江使ニ罷越候義ハ小使之事ニ候へハ、可為其通候、然共穿鑿之節偽申

段不届二付、右之もの評定所江召出在所追放申付ル、右何茂地頭伯耆守方ニ而追放手形申付候様家来ニ申渡ス、且遠州可睡齋義、今度秋葉祭りと申習し夥敷罷成候段承、右之趣秋葉寺江も申聞候間、秋葉山より仕出不申段、近所御代官江成共一応可申達事を其分ニ差置候義、乍致僧録不念之至也、依之丑十一月六日逼塞申付、可睡齋義、寅六月八日 御法事ニ付御赦免、

右出座

(二七三) 灸針

一今度灸針之義、異説依申触候被遂御詮義候処、駿州ニ罷在候田口是心と申者、持伝候書物ニ相見、所望仕もの有之ニ付而写遣候、自作ニ仕候ハ、急度御仕置可被仰付候得共、右之訳立候ゆへ、当人御構無之候、然共向後ケ様之珍敷義、不申触候様ニ可申付候、若無抛子細有之候ハ、其所之奉行役人江申断可任差図旨急度可申触由被仰出、則諸向江相触候様申達候、

右出座

(二七四) 馬物言候由申触候者

一浪人筑紫遠右衛門義、元禄六西夏中馬之物申候よし虚説申出、其上ハやり煩除ケ之札并葉之方組を作無実事ヲ書付為致流布候ニ付、於町奉行所度々僉義之上、虚説申出葉方組作り候由遠右衛門不届二候、依之牢屋より引出、元禄七戌三月十一日鎌倉河岸元飯田町・番町・鞠町・赤坂山下町・南鍋町・拾間店・本町三丁目・大伝馬町・通油町・横山町迄引廻し、於浅草沙汰所遠右衛門義死罪申付ル、尤諸親類二者御構無之、

右出座

〔二七五〕 落書

大久保加賀守殿御出座式日跡立合

貞享三寅十二月廿二日

一本所中郷友徳訴出候者、浅草田原町六郎左衛門友徳甥ニ而有之候へ共、不届者故町奉行所帳ニ付、勘当仕候処、其意趣ニ友徳出入仕候屋敷方之門江、友徳義悪事有之間可訴出旨度々札を建、友徳致迷惑由訴出ニ付、六郎左衛門召出令僉義処、右之通札立候段六郎左衛門致白状候、然者伯父之義、無筋事共可訴出由札立候段重々依為不届、六郎左衛門牢舎申付、未三月廿六日死罪、

右出座

〔二七六〕 落文

土屋相模守殿御出座式日跡立合

元禄三年正月廿二日

一青山信濃守組大久保勘兵衛知行所上総国八本村壬生祐三義、午正月九日大久保加賀守殿御名付ニ而加賀守殿屋敷近所江書付忝通捨置候ニ付、祐三召出於評定所可遂吟味之由御老中依被仰渡、同廿二日令穿鑿処、祐三数年神道修行仕候間、神道之義公儀江申上度旨地頭大久保勘兵衛方江申出候へ共、地頭神道之義不存無筋義之由申不取次ニ付、もはや望も絶候と存、加賀守殿屋敷近所へ書付捨置候段無紛、右書付之外申残候義無之、勿論書付ニ手伝候もの茂無之旨祐三申之候、生国紀州之者ニ而親類も無之、妻子無之旨申ニ付、同日揚屋江入置候、右之趣御老中江相伺、同二月六日江戸十里四方并在所八本

村追放申付ル、

右出座

〔二七七〕 語取雜物

一本船町式町目治兵衛麻荷物拾式箇徳左衛門語取候内、式箇ハ武州小坂村武左衛門方江預置、拾箇者相州宿村喜左衛門方ニ差置、同村権兵衛口入ニ而同村佐五左衛門方江代金九両式分式朱ニ相払、右金之内五両徳左衛門請取致欠落付、遂僉義之処、佐五左衛門も証人不取之、売上手形も取らず買取候段不念ニ付、式両為致損ニ殘金三両ハ口入権兵衛并宿武左衛門兩人ニ而返済可仕旨手形申付ル、口入権兵衛者行衛も不知もの、荷物致口入佐五左衛門ニ為買取候段不届ニ付、手錠申付ル、

右出座

〔二七八〕 不届之訴訟

元禄二巳三月十四日

一本石町老町目中村屋作兵衛 公儀御藏漆式拾桶買候処、右之内拾六桶者漆ニ而無之よし漆奉行桜井七右衛門・遠藤新兵衛方へ致訴訟ニ付、御代官池田新兵衛手代并漆見奈良八郎左衛門・鈴木弥左衛門作兵衛方江罷越、漆可改旨申付差越候処、両度迄不出合ニ付、漆奉行方江漆可持参旨町奉行所より申付候故、雖致持参封印切ほとき候ニ付、桜井七右衛門方ニ而不及改、具ニ詮義之上誤候段致手形候、作兵衛義、段々不謂義申出不届ニ付、巳三月十四日牢舎、午二月四日出牢申付ル、

右出座

(二七九) 売薬似七

貞享二丑十月廿五日

一 江戸芝居町久兵衛義、京都道正解毒を似、道正之正之字勝之字ニ書替、道正解毒之由偽致商売旨道正庵手代見出訴出ニ付、久兵衛召出遂吟味候処、久兵衛も道正解毒之似七薬致商売候ニ令決定ニ付、丑十月廿二日久兵衛牢舎申付、然処摠寧寺代僧ニ而度々出牢之義致訴訟候、勿論久兵衛五人組共ニ訴訟申ニ付、同十一月十四日久兵衛令出牢、以来何方ニ而も道正庵解毒似七売薬致間敷候、尤道正庵へ仇仕間敷由証文申付ル、且芝居町名主江右久兵衛看板可為削捨旨申渡、
右出座

(二八〇) 不屈之訴訟

土屋相模守殿御出座式日跡立合

元禄七戌六月十二日

一 四ツ谷伊賀町浪人藤塚十郎兵衛訴出候者、江戸中男女諸浪人支配仕身上相済候者共、十郎兵衛忝人ニ而請合、尤浪人差置候屋敷四ヶ所拜領仕度由書付を以致訴訟段、輕公儀候義不屈ニ付、一座評義之上十郎兵衛牢舎、
右出座

(二八一) 毒飼

元禄七戌五月廿五日

一 柳沢出羽守殿家来永井茂左衛門下女ふき拾三才、主人茂左衛門夫婦并悻九十郎ニ致毒飼候由可遂僉義旨、依被仰渡遂穿鑿候処、前方茂左衛門宅ニ而ふき申候者、塩壳ニ丸薬貫ひ候とも申、又ハ当三月迄

之傍輩中間賀兵衛ニ貫ひ候□給さ七候とも両様ニ申候得共、虚言ニ

而鼠之糞を味噌ニすり交、主人夫婦ニ給さ七候、九十郎ニ者湯漬食之内へ入給さ七候由申之、如何様之心根ニ而右之通之仕方致候哉と相尋候処、常々せわしく被召仕、其上九十郎義、ふきをさせるにてたたき候節、母見申候へ共、其通ニ而たか七候段口惜存、鼠之糞ハ人ニ毒ニ而可有之由存、食物ニ入候由ふき申之、最初主人方ニ而僉義之節、塩壳方より丸薬貫ひ候由申義雖不慥、塩壳ニ米取ら七候由申ニ付、塩壳久兵衛召出ふきニ引合詮義之内、久兵衛牢舎申付置、再三令吟味処、久兵衛者節々参顔を見知り、其上主人方ニ而僉義之砌、久兵衛参掛り候故、久兵衛ニ米を渡候由申候得共、米遣候塩壳ハ見覚不申、久兵衛名を承候も此度初て之由ふき申候、丸薬貫ひ候と申義ハ主人方ニ而主人方^御ニ而詮義之時分、鼠之糞入候由申候へハ、左様二者有之間敷と主人被申候故、可申様無之丸薬入候由申ニ付、誰ニ貫候哉と被尋候間、塩壳ニ貫候と申たる迄ニ而候旨ふき申之、畢竟鼠之糞を毒と心得主人親子之食物ニ入候と相聞候、尤ふき幼少ニ候へハ、巧有之て主人江毒飼之仕置通例とは違候ニ付、其身忝人令死罪獄門ニ可掛之旨御老中江相伺候処、其通可申付旨依被仰渡、令梟首候、親類二者御構無之候、且久兵衛義出牢申付ル、
右出座

(二八二) 毒飼

元禄四未二月四日

一 彦坂壱岐守組小普請伊藤源五左衛門母、去ル午十二月十四日相果候処、毒飼にて相果候死骸之様ニ存候ニ付、召仕之下女すて強く僉義仕候処、傍輩女子んと申合毒飼仕候旨致白状候由彦坂壱岐守内藤上

野助方へ源五左衛門書付差出候二付、源五左衛門召仕并医師等評定所江招呼、遂穿鑿之処、下女毒飼ニ而ハ無之致病死候二令決定候、曾而左様ニ無之義を毒飼いたし候由不埒成義申立、其上源五左衛門行跡不宜人遣悪敷よし御老中江相伺候処、不届ニ被思召、依之未五月十三日評定所ニおゐて源五左衛門追放被仰付、下女兩人出牢之上御構無之、

松平壹岐守 北条安房守 松平美濃守 荻原彦次郎
右出座 戸田能登守

本多紀伊守 能勢出雲守 稲生伊賀守 諸星伝左衛門

(二八三) 無下知而人足遣

阿部豊後守殿御出座式日跡立合

元禄三年七月廿二日

一柘植伝兵衛御代官所奥州窪田領山より御用木伐出し、丹波屋徳右衛門・上野屋六兵衛兩人請負ニ而江戸廻船ハ寒沢村庄右衛門・銚子浦小平次請負、銚子口より江戸江之筏下請負者銚子浦孫七請負候処、川通之村々從御科私領御威光を以人足為出之、御用木為引候段不届ニ付、午七月廿二日孫七牢舎申付候処、川筋之人足賃錢之義ハ無相違出之、私欲之仕方ニ而無之段無紛ニ付、同十二月六日出牢申付ル、
右出座

(二八四) 御証文相廻村々無益支度

元禄三年三月六日

一柘植伝兵衛御代官所奥州窪田村領山より御用木伐出候ニ付、浦々ニ而遅々為無之、御老中御証文元禄二巳八月二遣之、仙台領駒ヶ嶽よ

り相馬彈正少弼領分同国原釜村佐次右衛門・八郎右衛門・伊右衛門請取候節、跡々より相廻候様子不承届無用之帳箱拵相廻し候、三浦藤右衛門知行所奈良輪村并杉浦清太夫知行所同村之百姓、巳十月廿八日上総国木更津村より右御証文請取候処、先触之書付合羽を書違、羽織と有之処を奈良輪村之もの共銘々之村江も不承合羽織と書相廻候故、末々之村々ニ而彼御証文相廻し支度夥敷仕、江戸迄相廻し、在々所々ニ而無用之支度為致候段不届ニ付、為過怠午三月六日原釜村佐次右衛門・八郎左衛門・伊右衛門・奈良輪村伊野右衛門・五郎左衛門・太郎左衛門・義左衛門令牢舎候処、誤候旨致訴訟ニ付、右七人同四月六日令出牢、地頭彈正少弼并清太夫・藤右衛門家来召出申渡、
右出座

(二八五) 永牢

貞享三寅十一月六日

一駿州浅間神主松岡兵部、相手同国丸子町三右衛門手形奪取候由兵部訴出ニ付、遂穿鑿之処、相對定書之手形三右衛門理不尽ニ引さき持出候上ハ、証文共三右衛門奪取候二令決定ニ付、寅十一月六日三右衛門牢舎申付、委細十一月六日之帳ニ有之、
右出座

(二八六) 永牢

阿部豊後守殿御出座式日跡立合

貞享三寅八月十二日

一浪人袴田团右衛門所持之辻堂と申茶入を伊皿子村金石衛門預貨物ニ

置不埒明二付、天和三亥年より金石衛門牢舎申付置候、廿一件再応之僉義書、寅八月十二日之裁許帳ニ有之、

右出座

〔二八七〕

永牢

貞享三寅六月十四日

一御膳番支配御台所石之間番人野口権兵衛借地安右衛門女房と権兵衛傍輩深津四五兵衛と致密通候由、安右衛門訴之処、四五兵衛ハ致欠落候間、安右衛門女房召出相尋候処、四五兵衛と致密通候由致白状二付、寅六月十四日右女牢舎申付、欠落四五兵衛義、段々不届二付、御膳番方ニ而行衛被致僉義候様申談候へ共、四五兵衛不罷出二付、安右衛門女房者在牢、

右出座

〔二八八〕

永手錠

大久保加賀守殿御出座式日跡立合

貞享三寅十月四日

一八官町七兵衛内長兵衛義、寅十月二日之夜増上寺地内林正院塀際ニ而継娘を切倒し、長兵衛致欠落候、依之長兵衛宿七兵衛尋申付候処、不尋出二付、卯七月廿五日より手錠懸置候、

右出座

〔二八九〕

永手錠

一目明し合力伊兵衛義、不届有之て天和元酉十二月牢舎申付候処、翌戌十二月廿八日牢屋焼失二付、靈巖嶋久兵衛ニ預ケ置候処取逃し候

故、久兵衛を牢舎申付置候得共、可尋出旨訴訟致二付、出牢申付候へ共、不尋出候、然処武州片平町甚右衛門店惣兵衛方二伊兵衛妻子差置候二付、妻子介抱差置候上者、伊兵衛可尋出旨手形申付候へ共、依不尋出惣兵衛手錠懸置候処、上方筋尋度と申二付、当分手錠令赦免候得共、不尋出二付、未三月再手錠申付ル、

右出座

〔二九〇〕

永尋

一狸八郎兵衛義、不届有之而天和元酉十二月廿九日牢舎申付置候処、同二戌十二月廿八日牢屋致焼失二付、靈巖嶋塩町善右衛門店次郎助二預置候処、同三亥四月八郎兵衛欠落致候二付、八郎兵衛父武州下砂村与五右衛門ニも尋手形申付候処、依不尋手錠懸置候、然処遠国尋度旨致訴訟二付、手錠当分免之候へ共不尋出、段々末之十一月迄日延申付候へ共、依為年久敷義、同年十一月十四日永尋手形申付ル、

右出座

〔二九一〕

評定所定書

一天和二戌十二月廿八日江戸大火二付預金売懸店貸其外金銀出入、貞享二丑七月十八日迄当分裁許不申付候処、同十九日於評定所訴訟人召出、丑七月十九日以前之金銀出入ハ内証ニ而可相済候、各別於及諍論ハ向後取上無之、併家質并質田地之元金ハ雖不取上之、右十九日以来之小作米并家質之店賃ハ、質物依為同意裁許可有之旨申渡ス、但御代官引負金銀米并御伝馬宿諸売人拝借上納金ハ、雖為又借裁許、且雜物・質金銀・為替金銀・諸職人日手間作料・日用賃ハ為各別如先規裁許、

大久保安芸守 甲斐庄飛驒守 大岡備前守 佐野六右衛門
右出座 坂本内記 彦坂伯耆守

本多淡路守 北条安房守 中山隠岐守 国領半兵衛

(二一九)

一 小作田地出入、大概及式拾年ハ可為永小作、并質田畑、預ケ金売掛
ケ等式拾年過候者不及裁許、併可依証文之品事、

一 永代ニ召抱候下々男女并永年季奉公、前々より雖為 御制禁、延宝

三卯年諸国洪水不作ニ付免許之上者、卯年召抱候者人売買并年季背

ニ成間敷事、

一 店立地立之出入、日限申付置候上ハ、其内脇より之掛り申來候共、

自今以後者取上不申、日限之通店地為立可申事、

一 上請・下請之出入、上請不相濟内ニ而も下請之義訴出候ハ、僉義

之上下請ニも日限可申付、上請不殘濟候迄下請ニ不申付候得ハ、出

入永引候故、右之通申合候事、

一 預者致欠落候ハ、請人者勿論預り人共尋させ、又預置可申候、見

出候所之宿江ハ懸り有間敷候、雖然申合候子細□有之歟品ニより其

村当分^{宿カ}之宿ニも申付様可有之事、

松浦壹岐守 能勢出雲守 松平美濃守 荻原彦次郎

右出座 戸田能登守 稻生伊賀守

本多紀伊守 川口撰津守 井戸三十郎 諸星伝左衛門

(以上)

訂正

(二八五) (前号所収 (二) 一二二頁下段 3 行目)

(誤) 橋之掃除之場除并木戸之立明↓(正) 橋之掃除并木戸之立明

(二二六) (前号所収 (二) 一三四頁下段 7 行目)

(誤) 小野太兵衛組吉村庄右衛門↓(正) 小野太兵衛組吉村庄左衛門

解題に代えて

以上に翻刻した『公法纂例 乾』は、一七世紀末葉の江戸幕府評定所判例集として貴重であるが、同時期の町奉行所の『御仕置裁許帳』や、後年の評定所の『御仕置例類集』が基本的に刑事判例集であるのに対して、本史料は出入筋(民事事件)を主として、一部に吟味筋(刑事事件)を含むものとなっている。

(1)の「翻刻にあたって」でふれたように、本史料については、近年、和仁かや「近世前期の評定所裁判―『公法纂例』にみる判断のあり方―」(藤田覚編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年)が、法制史の関心から、その叙述形式の多様性や非統一性、根拠となる規範や判断の過程の特質などを検討しており、先行研究についても紹介されているので、法制史的な解題はひとまずそれに譲り、ここでは収録されている一件史料のなかで私(牧原)の関心にしたがって、一七世紀末葉の民衆社会をめぐる論点のいくつかに言及すること、本史料の歴史的な価値を考える一助としたい。

まず、本史料のうち冒頭七〇項目余りを占める地方(村方)に関する判例は総じて、必ずしもそれほど珍しい史料ではない。地方文書のなかに、当該期の評定所の裁許状はある程度の数が残されており、地方文書の調査をしていれば見かけることもある。とくに関東に関して

はこれより遡る一七世紀前半から半ばについてそれらを網羅的に収集して検討した、宮原一郎氏の研究成果などがある（宮原「近世前期の幕府裁許と訴訟制度」『徳川林政史研究所研究紀要』三八、二〇〇四年、同「成立期の評定所」『同』四二、二〇〇七年など）。

もちろん本書に収録されている具体的な一件それぞれが、実際の地方文書中に伝存しているかどうかは確認する必要がある、むしろ残されていない情報を含んでいる可能性が高いことは言うまでもない。その意味では十分に価値のある史料であると言える。

本史料において、より興味深いのは町方に関する件である。そもそも江戸町方の史料はきわめて残存が少なく、ここに収録された史料も町方文書現物の中に見出すことは不可能に近いからである。ただ、本史料に関連するものとして、町奉行所所蔵の牢帳から、奉行所の役人が選んで編集した『御仕置裁許帳』（石井良助編・校訂『近世法制史料叢書第1』）が伝存しており、和仁氏もそれと重複する件について、両者の記述のしかたの差異を検討している。また周知のように『御仕置裁許帳』は、当該期、江戸町方社会の一面を知りうる史料として、先行研究でも活用されてきた。『御仕置裁許帳』に比べれば、評定所の判決を示す本書は、事件の現場に近い史料とは言えないが、それなりに興味深い問題を見出すこともできると思う。したがって以下では、『御仕置裁許帳』も参照しつつ、むしろ町方研究の史料として、本史料にどのような論点が潜んでいるかを述べて、責めをふさぐことにしたい。

なお、本史料には記事冒頭に年月日が付記されている件が多いが、付けられていない件もあり、さらに和仁氏が指摘されたように、それが何の日付なのか、必ずしもはっきりしない。ただ、本史料全体の収

録年代は一六六一年から一六九四年にまわっているもので、以下では必要な場合を除いて年月日を略すことにする。それぞれの記事でご確認いただきたい。

本湊町の問屋

〔八三〕では、伊勢岩手村八兵衛を船主とし、同村の清右衛門を船頭とする廻船が、紀州より江戸湊町（本湊町カ）与平次方へ炭薪を付け送り、霊岸島白銀町仁兵衛方を船宿にした。船頭清右衛門は船をさらに奥州南部へ廻し、江戸へ材木を積み廻したが、江戸へ着いても船宿仁兵衛に連絡せず、船松町瀬取船宿伝兵衛方へ脇宿し、その上、船道具を質に入れてしまった、と船主八兵衛と船宿仁兵衛が訴え出た。

幕府が調べたところ、次のことがわかった。船頭清右衛門は南部より帰って定船宿仁兵衛方へ宿をとらず、伝兵衛と密かに相談して伝兵衛を小宿（脇宿）として、船道具を質物に差し置いてしまった。伝兵衛は廻船の宿でもないのに、清右衛門と相対で脇宿をして、船道具の質入れの請けに立った。これを幕府評定所は両人ともに不届として牢舎を命じた。

廻船が荷物を積み送った先の湊町与平次は問屋であり、それとは別に船ごとに定船宿が決まっていた。江戸へ着船した際に船頭はそこを宿とすることになっていた。この例では、密かに瀬取宿（廻船の積荷を船下で運ぶ宿）の伝兵衛に宿をしたことを、船主と定船宿とが訴えている。元来は、商人が着く問屋は宿を兼ねていたのではないかと考えられるが、ここでは売買の問屋と船宿（後の廻船問屋）とは明確に分離している。そして船主と船宿との間で固定的な関係が構築されており、雇われた船頭による恣意的な行動が制約されていた。享保期に

廻船問屋が公認される前には、こうした船主・船宿の関係や船宿の権利は、彼らの私的な契約であり慣習にすぎなかったが、幕府は船頭らを軽微ながら処罰しており（いったん牢舎しているにすぎないが）、船主・船宿の慣習的な権利を認める判断を下している。

また〔八二〕でも、廻船の荷物を受けている江戸の本湊町の十右衛門は、やはり問屋であったと考えられ、紀州古座清水村の市右衛門らから送られてきた鏡荷物を、手代を使って鏡屋へ売り払おうとしている。ただしそれは実は盗品であった。すなわち江戸通四丁目の左兵衛が大坂で仕入れた荷物であり、それを（おそらく運送を委託した）大坂の船頭八太夫（の水主二人）が盗んで「綱引きの拾い物」だと偽って、紀州橋杭村松右衛門らを介して市右衛門らを買ったものだった。通町は上方で小間物を仕入れる商人の集まる町であり、彼らもまもなく十組問屋の結成に加わる。江戸の荷主にとっての「海難」の実態を示す史料である。

〔二五七〕では、上総国八幡村長助が、本湊町問屋勘兵衛の世話で、上総国小原領の薪山を五か年分請け負い、運上金を納入してきた。薪と丸太は勘兵衛方へ積み送ってきたが、勘兵衛が金七二両三分を済まさないと言った。勘兵衛は長助に金をさせ、利金は三分の二を長助が、三分の一を勘兵衛が取る約束で、勘兵衛方を問屋にしたが、最近、脇問屋へ少し売っている、と主張した。評定所は双方とも主張を採用せず、長助が金元をして勘兵衛が問屋をしているのは確かだから、「仲間金出入」（仲間事）であり、取り上げないとした。

ここで行われているのは、在地の商人が金主となって産物を集荷し、江戸の問屋を特定して、そこに独占的に荷物を出荷し、金主が三分の二、江戸の問屋が三分の一などの割合で利金を配分する契約である。

そのような仲間事（共同事業者による利潤分配契約）がなされていたことを示す例である。

かつて私（牧原）は、寛永末期に、信州の商人が江戸西河岸町の商人と提携して江戸へ材木を出荷し、両者で利金を折半もしくは二対一に分配している例を見出した。そうした取引において、後者を荷受問屋とみなすと、利潤の分配率が、問屋庭銭・口銭としては大きすぎる点を疑問に思い、ある種の、商人どうしの提携関係ではないかと指摘した（牧原『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、二〇〇四年、二〇七～二〇九頁）。

この指摘は一面で間違っていないが、在地の商人・金主に対して、江戸の共同事業者の機能がこの史料では、まさに問屋と表現されている。この点で、かつての私見は修正を要する。江戸などの商人が、このような出資・共同によって都市における荷受を独占することで問屋という機能を担うという側面も重視する必要があるようだ。

最後に本湊町ではなく、本船町に関する史料をあげておきたい。〔二七八〕の鶴沢村は（ママ）を振るべきで、鶴沼村であろう。南江村は、くずし字は南郷村にも読め、茅ヶ崎村内の西南部に位置する枝郷である南郷（南湖）村のことであろう。これらは新肴場付浦の一部であり、新肴場へ肴を付け送ったところ、芝金杉の作兵衛と本船町の平右衛門らが「横売買」したと、鶴沼村などの者らが訴えた。幕府は作兵衛らに手鎖をかけた。以来、新肴場へ来た諸肴を「横売買」しない旨、内々で新肴町へ通告したと肴町の者どもが報告してきたので、手形をさせて手鎖を赦免した。ここでは本船町（と芝金杉）を「肴町」とよび、新肴場を新肴町とよんでいることが興味深い。本船町は、本小田原町とともに肴町としての性格をもつ町だった。

他国出身の江戸商人

江戸には上方などから多くの商人が集まった。「九九」の大伝馬町一丁目は大物商人の集中した町で、そこに登場する善右衛門は、四人の間屋（売場問屋）の一人赤塚善右衛門であろう（北島正文編『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館、一九六二年）。その店借である次郎兵衛については、貞享三年（一六八六）に同町の太物店衆の一人に加嶋屋次郎兵衛がいることが確認できるので（牧原編『近世の権力と商人』山川出版社、二〇一五年、五三頁）、彼を指すかもしれない。よく知られるように大伝馬町には伊勢商人が多いが、次郎兵衛の場合、弟が三河の者であるので、やはり木綿の産地である三河出身の商人だった可能性が高い。

〔二六二〕では大伝馬町二丁目に、京都の町人権平の出店があり、手代の徳兵衛が金九〇〇両を引き負って返済しないと、権平が訴えた。徳兵衛の兄太郎右衛門は、近江畑村の百姓だったので、徳兵衛はもちろん、権平も京・江戸店持の近江商人だった可能性がある。太郎右衛門によれば、請人は伊勢四日市の長兵衛だということで、伊勢商人ともつながりがあったことになる。結局、兄の太郎右衛門から権平に米一〇俵を返済して、全額の返済には至らず決着しようだが、徳兵衛は大部分の引き負いをしたとして死罪を命じられている。

〔二六三〕四谷伝馬町の八郎右衛門が奉公人を雇い、請状を取る前に商売に召し連れ、絹を持たせて屋敷方へ出かけたところ、その者が欠落したという。呉服屋の屋敷売の様子を示す史料である。他国出身商人の話ではないが、四谷伝馬町は、大伝馬町が拝領して成立した町である。

〔二二三〕では江戸上横町の喜右衛門と大坂谷町の浄久が「相聲」

（妻どうしが姉妹）の関係にあり、喜右衛門伴喜平次を持参金付で浄久の御養子に出した。ところが喜平次が病気で近江の弓削村に引き込んだために、財産をめぐって出入がおきたという。彼らの出身地は近江であると考えるのが自然であり、やはり江戸・大坂をまたにかけた近江商人進出の一端を垣間見ることができる。

職人と髪結

職人に関する史料も含まれる。「一八七」は、紺屋役をめぐる出入であるが、紺屋頭土屋五郎右衛門の訴訟の記述に六人の者が登場せず、一方で六右衛門なる人物が出てくるが、文脈が通じないので、おそらく脱落があると考えられる。麻布善福寺門前など寺社門前の紺屋六人が（寺社門前で営業していることを理由に）紺屋頭土屋五郎右衛門へ藍瓶役を勤めず、土屋が訴えたものである。幕府は東叡山領・増上寺領には人数を決めて役を勤めない分（特権）があるとしつつも、この訴えは認めず、滞納分を含め役を勤めることを命じている。寺社地を包摂する江戸の分節性が論点として浮かび上がる。

〔一八八〕は、細工人の弟子に関するものである。下総国小見川村作右衛門が娘を一月金一分の雑用金を支払って江戸石町二丁目の長右衛門方へ縫物・仕立物の弟子同然に住み込ませ修行させて、親元へ戻したところ、雑用金の残りを支払わないとして長右衛門が訴えた。評定所は、その女が一生、縫物をしないなら、その旨、一札を長右衛門へ出すように、もし縫物をさせるようなら雑用金の残りを支払うように命じている。ここで「縫物をする」とは、家の中で家内向けの縫物をするのは当然、含まれず、生業として縫物をするという意味であろう。

小見川村は利根川沿い、佐原より少し下流に位置し、町場が形成されてきた。職人の弟子になる場合は、修行させてもらう対価として親元が雑用金を支払うことがあったのに対して、弟子ではなく（職人にならず）、単なる住み込みの下人・奉公人である場合は、その必要がない（給金が支払われてもおかしくない）ということを示している。

このケースは関東の在方町から江戸へ出て戻った例であるが、職人になるコースと奉公人として出るコースとの差異がうかがわれ興味深い。一般に商家奉公人の丁稚が無給とされたのを、両者の中間に置くことができるかもしれない。また女性が生業を身につけるコースや可能性の問題としても興味深い。

次に髪結の例も興味深い。「一八五」下谷上野町の半兵衛は、町内の髪結札を二枚所持し、髪結をしてきたが、同所常楽院家守三郎兵衛店八兵衛が、床を出し、数年髪結をして、八兵衛の死後、その床を伴の権之助が継いで、町内と隣町の髪結場所を奪い取っていると半兵衛が訴えた。権之助は、父八兵衛が五〇年以來上野町の髪結をして、弟子に場所を譲り、その節名主と相談して同町常楽院へ頼んで門前へ床を出した。それによって橋の掃除と木戸の立明けを勤めてきた（この部分、前述したように翻刻に訂正あり）と反論した。評定所が調べたところ、権之助父八兵衛は数十年往還の者の髪結をしてきた上は、以來も権之助が往還の者の髪結をするように、所の者の髪結は半兵衛が結うように、と命じた。

「町方書上」によれば、常楽院の境内に町人の家作ができたのは寛永三年（一六二六）で、元禄一六年（一七〇三）に寺社奉行の検分により正式に門前町屋が許されたという。「公法纂例」の記事は貞享四年（一六八七）なので、まだ町として独立していなかったことになる。

八兵衛・権之助は、常楽院の門前に床を出し、橋の掃除や木戸の立明けなど町の用を担い、往還の者の髪結をしてきたことが認められ、一方で半兵衛は所の者の髪結をすることが認められた。八兵衛が弟子に「場所」を譲ったと主張しているが、それが町内（所の者）の場所（丁場・帳場）廻りをする半兵衛の株につながるのではないだろうか。髪結の「丁場」「床」の所有と経営が、別の継承者に分離した例といえるのかもしれない。なお江戸の髪結については、吉田伸之「髪結の職分と所有」（『思想』一〇八四、二〇一四年）などを参照されたい。

願人と山伏

山伏や願人（願人坊主）のような勧進（乞食）宗教者の弟子層は、宗教者の体裁をとった乞食⇨勧進層、いわば「振売の宗教者」であることが明らかにされてきた（吉田伸之「江戸の願人と都市社会」『身分的周縁と社会⇨文化構造』部落問題研究所、二〇〇三年など）。それを裏づける史料も見いだされる。

「二〇二」芝金杉三丁目庄兵衛が、願人長閑抱の長三を銭三貫文の代に質物に取り、願人を勤めさせた、と長三が訴えた。調査したところ、たしかに庄兵衛から長閑に銭を貸し、弟子の長三を質物に引き取って願人に出し、その勧進銭を庄兵衛が俗人の身でありながら取得していたことは法外であるとして牢舎、請人も手錠を命じられたが、すぐに許されている。願人の勧進による「上り」に俗人が吸着しているという話である。

ここでは貞享四年（一六八七）頃の願人頭として、金杉二丁目の泰信と良春、馬喰町の西月が現れることも留意される。「二四六」の芝金杉二丁目与左衛門店の宝光院が、相店の了玄・春哲の飼っている犬

に傷をつけたという件は、『御仕置裁許帳』六七八号に同一の件がより詳しく記載されている。それによれば法光院は山伏で、了玄・春鐵は願人であることがわかる。この了玄は、幕末期の記録で、一七世紀末、鞍馬寺大藏院末の江戸触頭とされる人物である（吉田前掲論文）。また西月も、寺社奉行の記録（祠曹雜識）で、円光院末の触頭とされる。近世後期に、願人は神田の橋本町・江川町、下谷山崎町二丁目、四谷天龍寺門前、芝新網町に居住していた（吉田前掲論文）。近世前期には、芝では金杉二丁目、神田では馬喰町に願人が居住していたこともわかる。『御仕置裁許帳』四一三号にも、馬喰町一丁目吉兵衛店願人碩庵が現れる。これらは近世前期の願人に関する貴重な情報である。

山伏とその比丘尼弟子の史料もある。（一五二）富沢町彦兵衛店治左衛門下女たけ娘はつは、六歳の時、九年前に赤坂裏伝馬町長兵衛出居衆嘉兵衛方へ養子に出したところ、（嘉兵衛が）神田横大工町山伏頼教院方へ身代金二両に、永代の比丘尼弟子に売ったと、おそらく治左衛門（もしくはたけ）が訴えた。記されていないが、おそらく実母が気づいて発覚したのだろう。調査の上、はつは実母だけへ戻し、身代金は養父が頼教院に弁済するよう命じた。

この件の前後はいずれも遊女売（勾引・永代売）に関するものであり、ここでの比丘尼も、山伏の弟子である比丘尼という体裁をとった売女・遊女である。人身の永代売は禁止されていたので、契約を無効とする裁許が下された。

（二六七）馬喰町庄内屋半兵衛方にいる仁兵衛は筑波山へ小間物売に出かけ、小間物屋五郎兵衛と口論をおこした。彼らはいわゆる香具師であろう。『御仕置裁許帳』にも、増上寺門前平左衛門店伊右衛門

が「芝神明社内え飴売ニ罷出候」（七三五号）とか、南小田原町二丁目半兵衛店藤兵衛が「蛇をつかい」人集めをして「菓を売、渡世送り申候」（七三八号）というように香具師とみられる者が現れる。ただし香具師という語や範疇がいつから出現するかは未検討である。

武士・浪人

（一三三）浪人足立玄入は、林信濃守組同心竹内平右衛門の父であり、池袋村に田地を所持し、大塚町に屋敷を所持していた。その店借を店立（借家から立ち退かせる）しようとして口論になり、店借の弥五右衛門を切り殺した。元入は、弥五右衛門を家来だと称した（家来であれば、主人による手討ということになる）が、証拠がないと却下されている。

この記事は年代が明らかではないが、林信濃守忠隆は、延宝七年（一六七九）正月、御先弓の頭、天和元年（一六八一）四月、御持弓の頭、八月、新番頭、天和二年六月大目付、貞享三年（一六八六）三月、御側となつている（『寛政重修諸家譜』四、一三〇頁）。同心を附属しているのは延宝七年から天和元年までの御先手弓もしくは御持弓の頭だった時期のことであろう。弓組の同心の父がこのような浪人だったことがわかる。逆に言えば、元入も、息子に事実上、株を譲ったも御家人だった可能性もあり、さらには、もともと池袋村の百姓であったのが、（株を買って）御家人に採用された可能性もあるかもしれない。

（二五五）は、伊賀衆細谷吉兵衛の地借浪人・戸祭金助が四谷伝馬町三左衛門店弥五兵衛に貸した日なし銭の返済が滞り、金助の下人二人が催促に向向いたところ、口論となり、立ち合った弥五兵衛相店の

七兵衛を手負わせて、逃げ帰った。金助と地主吉兵衛は閉門、弥五兵衛は手負させた者を取り逃がしたとして牢舎、下人二人は卒爾に負傷させたとして牢舎、のち江戸追放となった。主人金助は、この下人二人について、主人である自分の先途を見届けるために越後国より出てきたので、江戸に縁もないので、追放を免除してほしいと相手も一緒に訴えたので、それが聞き入れられた。

〔二五四〕でも、戸祭仁助という東叡山下車坂三丁目の浪人が、召使いに銭を預け、方々へ貸し付けさせていたところ、返済が滞ったとして訴え出た。しかし、手形に「借り銭は毎日済ますべし」という文言があり、違法な「車銭」「車借」と紛らわしいとして訴訟は取り上げられなかった。

〔二五五〕の浪人は延宝九年（一六八一）に改易された越後高田藩松平家中の者だった可能性があり、苗字の一致から〔二五四〕にもその可能性がある。浪人の生業や下人の一端を物語る史料といえよう。〔二五三〕でも浪人が町人を下人分として「車借」をしている。

面白いのは〔二八〇〕である。元禄七年（一六九四）、四谷伊賀町の浪人藤塚十郎兵衛が、江戸中男女浪人を支配し、身上が済んだ（有りついた）者どもは十郎兵衛一人で請け合い（請人に立ち）、浪人を差し置く屋敷を四カ所拝領したいと書付を出して願ひ出たが、公儀を軽んじて不届きだとして牢舎となった。男女の浪人とあり、居所も不安定な者たち、つまりおもに奉公人の浪人を想定したプランであろう。『御仕置裁許帳』三〇四号にも「浪人女」が登場する。

最後に幕臣組屋敷の町屋敷化についてみておこう。〔一九五〕元禄四年（一六九一）、牧野金助組鈴木忠兵衛地借り市兵衛の居所は、後の本郷金助町であると思われる。『御仕置裁許帳』九一四号にも、貞

享二年（一六八五）、商家奉公人の請人として「本郷式丁目横町牧野金助組下名字不知六太夫店小左衛門」が現れる。本郷金助町は牧野金助組の御小人の大縄拝領屋敷であったが、「元禄九子年二月町屋御免二相成」（町方書上）とされている。だとすると、正式に「町屋御免」になる前に、実態として地借りの町人をおく町家になっていたことを示す史料である。

『御仕置裁許帳』には同様の例が散見される。八六四号には「畔柳助九郎組御中間、本郷丸山斎藤次右衛門地借六兵衛」が登場するが、畔柳助九郎は幕府の御中間頭であり、ここは後の菊坂町・菊坂台町・菊坂田町のいずれかであろう。この辺りの大縄拝領屋敷が町屋敷として公認されたのは、やはり元禄九年（一六九六）であり、それ以前に町人が住んでいたことが明らかである。三号にも「畔柳助九郎組下天澤寺前田村利右衛門地借り喜兵衛」が登場するが、天澤寺は天徳寺の誤りではないかと考えられ、ここは後の神谷町であろう。ここもやはり元禄九年に町屋敷が許可されたとされる（町方書上）。

以上、いくつかのトピックをあげるにとどまったが、本史料を、さまざまな角度から読むことで、まだまだ多くの論点を引き出すことができると思われる。少しでもお役立ていただければ幸いです。

〔付記〕本研究はJSPS科研費28K0956の助成を受けたものである。